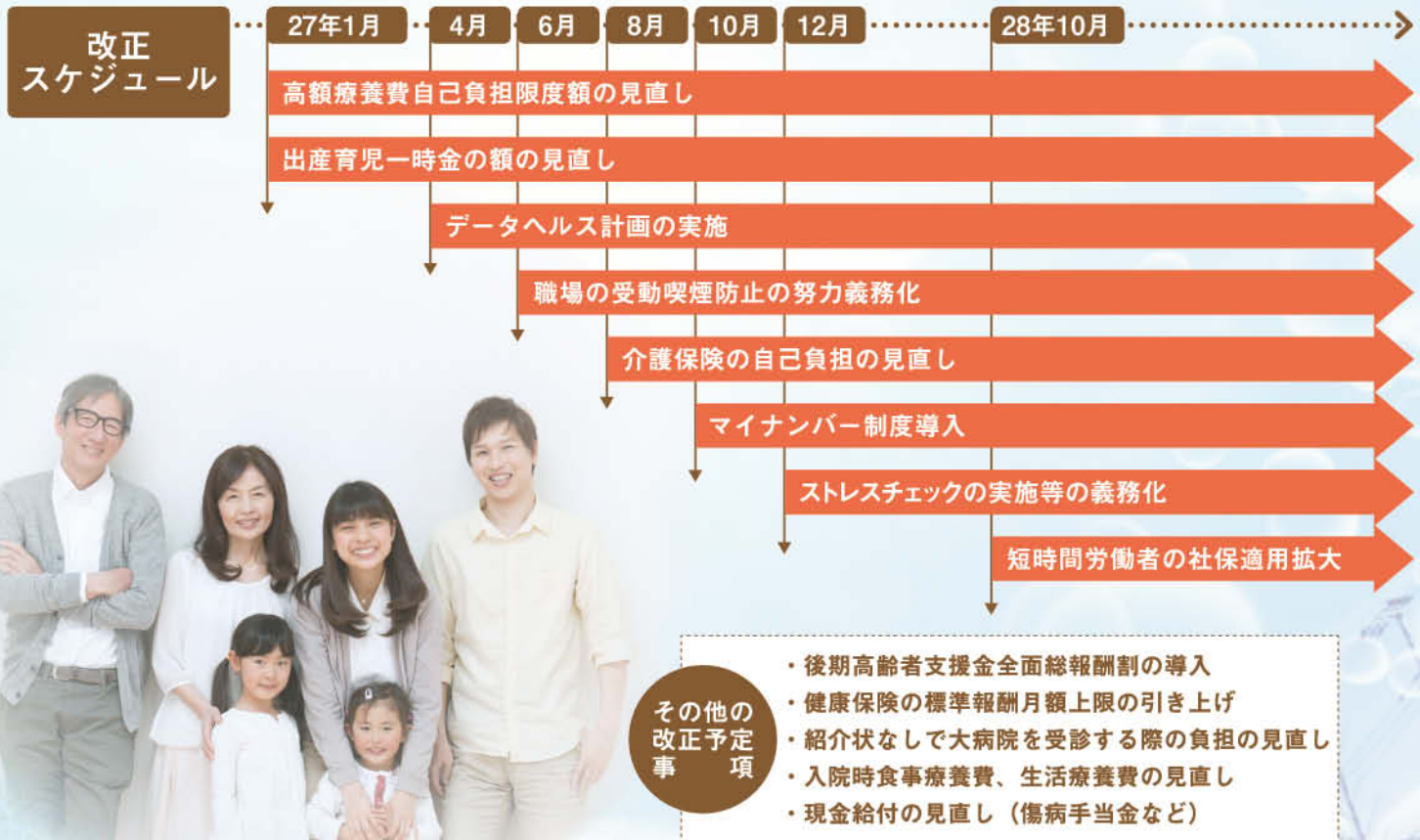


健康保険法

などが改正されます

平成27年1月に『高額療養費の自己負担限度額の見直し』が施行されました。今後も「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づいた改正などが予定されています。



データヘルス計画が始まります

平成27年4月予定

すべての健康保険組合にデータヘルス計画の実施が義務づけられます。データヘルス計画とは、健診結果とレセプト※データを分析し、加入者の健康増進・疾病予防・重症化予防と医療費の増大防止のために効果的な事業を行うことです。

データヘルス計画の効果的な実施のために、健診などを必ず受けるようにしましょう。

※レセプトとは？

医療機関が健康保険組合などに医療費を請求する明細書。診療内容や処方された薬などが記載されています。



高額療養費制度が見直されました

平成27年1月

医療費が高額になって自己負担額の上限を超えたときに払い戻しを受けられる

「高額療養費制度」について、70歳未満の人の自己負担限度額の区分が3区分から5区分になりました。

医療費と介護保険の自己負担を合算して上限額を超えたときに払い戻しを受けられる「高額医療・高額介護合算制度」の70歳未満の人の自己負担限度額についても、高額療養費制度に併せて5区分に変更されます。

<高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)>

改正前

区分	高額療養費の自己負担限度額(1ヶ月あたり)
標準報酬月額53万円以上	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <83,400円>
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
低所得者(住民税非課税者)	35,400円 <24,600円>

改正後

平成27年1月～

区分	高額療養費の自己負担限度額(1ヶ月あたり)
※標準報酬月額 ア 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <140,100円>
イ 53万円～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <93,000円>
ウ 28万円～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
エ 26万円以下	57,600円 <44,400円>
オ 低所得者(住民税非課税者)	35,400円 <24,600円>

※標準報酬月額とは?

給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものです。月収で見ると、アの人は81万円以上、イの人は51.5万円以上81万円未満、ウの人は27万円以上51.5万円未満、エの人は27万円未満になります。

*<>は多数該当。高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12ヶ月間で3月以上あったとき、4月目から自己負担限度額が引き下げられます。

*食事代や、差額ベッド代など保険適用とならないものは対象外です。

*通院と入院は別々の扱いとなります。



医療費が高額になりそうときは、「限度額適用認定証」の申請を!

「高額療養費制度」で払い戻しを受けるには3ヶ月程度の時間がかかりますが、「限度額適用認定証」があれば医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額で済みます。

「限度額適用認定証」は、健康保険組合に申請をすれば発行してもらえます。入院などで医療費が高額になりそうときには、事前に申請するとよいでしょう。



高額療養費の計算例

①標準報酬月額32万円(区分:ウ)のAさんの医療費が50万円(自己負担15万円)だったとき

自己負担限度額 80,100円+(500,000円-267,000円)×1%=82,430円

払い戻し額 150,000円-82,430円=67,570円

同一世帯内に1ヶ月の自己負担額が21,000円以上の人が2人以上いる場合は、それぞれの医療費を合算することができます。

②標準報酬月額62万円(区分:イ)のBさんの医療費が40万円(自己負担12万円)、

被扶養者の妻の医療費が30万円(自己負担9万円)だったとき

自己負担限度額 167,400円+(400,000円+300,000円-558,000円)×1%=168,820円

払い戻し額 120,000円+90,000円-168,820円=41,180円

出産育児一時金の額が見直されました

平成27年1月

健康保険組合の被保険者や被扶養者が出産した時には出産育児一時金が支給されます。

産科医療補償制度※の掛金の額が変更されました(3万円→1.6万円)が、産科医療補償制度の対象となる出産(制度に加入する医療機関などでの妊娠22週以降の出産)の際の**出産育児一時金の額は42万円のまま維持**されることになりました。

改正前	産科医療補償制度掛金	3万円	} 支給額42万円
	出産育児一時金	39万円	
改正後	産科医療補償制度掛金	1.6万円	} 支給額42万円
平成27年1月～ (内訳は変更になりましたが、支給総額に変更はありません)	出産育児一時金	40.4万円	

※産科医療補償制度とは?
お産に関連して発生した重度の脳性麻痺について補償が行われる制度。平成26年10月20日現在、全国の分娩機関の99.8%が制度に加入しています。



職場の受動喫煙防止が努力義務化されます

平成27年6月予定

労働者の受動喫煙※を防止するため、全面禁煙・喫煙室の設置・換気扇の設置などの措置を講ずることが、**全事業者の努力義務と**されます。

※受動喫煙とは?
周囲の人が吸うタバコの煙を吸い込むことです。受動喫煙によって、心筋梗塞や狭心症で死亡するリスクや、がんや脳卒中、喘息などのさまざまな病気を発症するリスクが高くなります。また、妊婦が受動喫煙にさらされると、流産や早産のリスクが高くなることがわかっています。

ストレスチェックなどが義務づけられます

平成27年12月予定

労働者のメンタルヘルスの不調を防止するため、医師や保健師などによる心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェックを行い、一定の要件に該当する労働者の申出に基づいて医師の面接指導を実施することが、**従業員50人以上の事業者**に義務づけられます(従業員50人未満の事業者は努力義務)。

マイナンバー法が施行されます

平成27年10月予定

社会保障と税を1つの個人番号(12桁のマイナンバー)で管理する「マイナンバー制度」が導入されます。

平成27年10月に個人番号が国民に通知され、平成28年1月から個人番号カードの希望者への交付が始まります。**平成29年7月からは健康保険組合との情報連携がされるようになり、健康保険の適用や給付などの事務手続きが効率化され、添付書類の省略も可能になる見込みです。**

個人番号カードには、氏名・住所・生年月日・性別・本人の写真などが記載され、記載事項はICチップにも記録されます。また、平成32年を目途に個人番号カードに健康保険被保険者証の機能を持たせることも検討されています。

短時間労働者の社会保険の適用が拡大されます

平成28年10月予定

社会保険(厚生年金・健康保険)の適用基準が緩和され、パート等の非正規労働者にも社会保険の適用を拡大し、正規労働者との格差を是正します。

<社会保険の適用基準>

改正前

週30時間以上(労働時間・日数が一般社員の4分の3以上)

改正後

平成28年10月~

以下のすべての基準を満たした場合、適用される。

①週20時間以上

②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)

③勤務期間1年以上

*ただし、学生は適用除外、従業員501人以上の事業者が対象



今後改正が検討されているもの

●後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

75歳以上の後期高齢者の医療費として健康保険組合などが負担する支援金の額の計算方法について、負担能力に応じた負担とするために、従来の加入者割(加入者の人数を基に計算)※を見直し、総報酬割(加入者の報酬を基に計算)を全面的に導入することが検討されています。

※平成22年度~26年度は、暫定措置として1/3を総報酬割、2/3を加入者割としています。

●健康保険の標準報酬月額の上限の引き上げ

保険料などの計算のもとになる標準報酬月額について、最高等級である121万円の上に等級を追加して、上限を引き上げることが検討されています。

●紹介状なしで大病院を受診する際の患者負担の見直し

現在は、200床以上の病院を紹介状を持たずに受診した場合に、各病院が設定した特別料金を支払うことになっていますが、紹介状なしで一定病床数以上の外来を受診した場合に定額の自己負担を求める仕組みが検討されています。

●入院時食事療養費・生活療養費の見直し

在宅療養との公平を図るために、入院時に給付される入院時食事療養費と入院時生活療養費についての見直しが検討されています。

●現金給付の見直し(傷病手当金など)

傷病や出産のために休業したときに支給される傷病手当金・出産手当金の支給額の計算方法の見直しについて検討されています。また、海外で受診した場合に支給される海外療養費について、不正受給を防ぐために追加書類の提出を義務づけることなどが検討されています。

介護保険法関連の改正

平成27年4月以降は介護保険制度の改正も予定されています。

●低所得者の保険料軽減の拡大(平成27年4月予定)

世帯全員の市町村民税が非課税か本人が非課税である人は、保険料が軽減されていますが、その軽減率が拡大されます。

●特別養護老人ホームの入所条件の設定(平成27年4月予定)

特別養護老人ホームの入所条件が設けられ、新規の入所は要介護3以上の人に限られます。

●一定以上の所得者の自己負担の見直し(平成27年8月予定)

年金収入280万円以上(夫婦世帯は359万円以上)の人は自己負担が1割から2割になります。